

日行連発第712号  
令和2年9月23日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業法上の  
取扱いの整備について（周知）

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送の特例については、「新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について（周知）」（令和2年5月1日付・日行連発第108号）においてお知らせしたところです。

今般、国土交通省より、タクシー事業者による食料・飲料の運送ニーズが今後も見込まれることを踏まえ、貨物自動車運送事業法の許可の取得等により、タクシー車両で10月以降も食料・飲料の運送を行うことができるよう措置するとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【国土交通省ホームページ】

- ・10月以降もタクシー事業者によるデリバリー・出前が活用できます！  
～タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業法上の取扱いを整備～

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000220.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000220.html)

以 上